

夏合宿第4問

1. 甲は、友人乙の居室から飲食店に電話をかけて同店で勤務中の X 女と話していたところ、店長 A から長話はだめだと一方的に電話を切られて立腹し、再三にわたり電話をかけた
5 なおし、X への取次ぎを求めたが、A がこれを拒否し、屈辱的な言葉を浴びせたために憤激し、同店に押し掛けることを決意した。
2. 乙は、甲に同行を説得され、甲に渡された包丁を持って一緒にタクシーで同店へ向かった。
3. 甲は、A を殺害することもやむを得ないとの意思のもとに、「やられたらナイフを使
10 え。」と乙に指示をし、乙を店の出入り口付近に向かわせ、店から少し離れた場所で待機していた。
4. 乙は、A と面識がないからいきなり暴力を振るわれることはないだろうと、店の前で甲の指示を待っていたところ、予想外にも、店から出て来た A に甲と取り違えられ、いきなり襟首をつかまれ引きずり回され、手拳で顔面を殴打され、路上に転倒させられて足蹴
15 りにされたので、殴り返すなどしたが、頼みとする甲の加勢もなく、再び路上に転倒させられたので、自己の生命身体を防衛する意思で、咄嗟に包丁を取り出し、包丁で A の左胸部を突き刺して殺害した。

甲及び乙の罪責を検討せよ。

参考判例：裁決平成4年6月5日刑集46巻4号245頁